

(目的)

第1条 この規程は、学校法人創価大学の理事・監事（以下「役員」という）及び評議員の報酬・手当、退職慰労金及び旅費等について必要な事項を定める。

(報酬の構成)

第2条 報酬の構成は、基本報酬、職務手当、賞与とする。

(報酬金額)

第3条 理事長、常任理事、理事及び監事の報酬は、別表第1「基本報酬表」及び別表第2「職務手当表」により支給し、理事会が必要と認めたときは、学校法人創価大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定める諸手当を支給することができる。

2 前項にかかわらず、理事会が必要と認めたときは、基本報酬に月額300,000円を上限として加算して支給することができる。

3 学長については、学校法人創価大学教育職員給与規程（以下「教育職員給与規程」という。）に定める通常の給与及び役職手当を支給し、役員報酬は支給しない。

4 専任の教育職員及び事務職員（以下「教職員」という。）が理事を併任した場合の報酬については、非常勤役員扱いとする。

5 非常勤役員及び評議員の報酬は、次のとおりとする。

(1) 理事 無給

(2) 監事 年額 100,000円

(3) 評議員 無給

6 前項の規定にかかわらず、理事会が必要と認めたときは、月額300,000円を上限として、役員報酬を支給することができる。

(報酬の支払)

第4条 前条の報酬の支払方法については、教育職員給与規程及び職員給与規程を準用する。

2 各月1日現在における役員の職務に応じ、当該月分として支給する。

3 月の途中で就任した場合は、就任日の属する月の翌月分から支給するものとする。

(役員と教職員との関係)

第5条 教職員が常勤の役員となったときは、教職員としての身分は継続し、役員在任期間は、教職員としての勤続年数に加えることができる。

(賞与)

第6条 常勤の役員には、賞与を支給する。

2 前項の賞与の支給については、職員給与規程を準用する。

(会議手当)

第7条 理事会及び評議員会に出席した役員に対し、会議手当5,000円を支給する。

2 前項に定めのない会議等に出席した場合、理事長が必要と認めたときは、前項に準じて、会議手当5,000円を支給することができる。

(退職金)

第8条 常勤の役員が退職したときは、役員退職金を支給することができる。

2 前項の支給額等については、学校法人創価大学職員退職金規程を準用し、支給額は理事会で決定する。

(慶弔・見舞金)

第9条 常勤の役員又はその家族及び親族に慶弔のあったときには、慶弔金又は見舞金を支給する。

2 前項の慶弔金又は見舞金の支給については、学校法人創価大学職員慶弔見舞金規程を準用する。

3 非常勤役員については、理事長の承認をえて、慶弔金または見舞金を支給することができる。

(旅費)

第10条 役員が、業務のために出張するときは、学校法人創価大学役員旅費規程により旅費を支給する。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月1日）

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月24日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規程第124号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日規程第7号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月23日規程第17号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規程第76号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月23日規程第49号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月13日規程第137号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 基本報酬表

1 60歳前

号俸	4等級 (理事・監事)	3等級 (常任理事)	2等級 (副理事長)	1等級 (理事長)
1	450,000	500,000	530,000	550,000
2	457,000	508,000	539,000	560,000
3	464,000	516,000	548,000	570,000
4	471,000	524,000	557,000	580,000
5	478,000	532,000	566,000	590,000
6	485,000	540,000	575,000	600,000
7	492,000	548,000	584,000	610,000
8	499,000	556,000	593,000	620,000
9	506,000	564,000	602,000	630,000
10	513,000	572,000	611,000	640,000
11	520,000	580,000	620,000	650,000
12	527,000	588,000	629,000	660,000
13	534,000	596,000	638,000	670,000
14	541,000	604,000	647,000	680,000
15	548,000	612,000	656,000	690,000
16	555,000	620,000	665,000	700,000

2 60歳から

理事長	理事長以外の理事・監事
360,000	310,000

別表第2 職務手当表

1 60歳前

職名	職務手当	賞与資格係数
理事長	250,000	1.25
副理事長	180,000	1.20
常任理事	150,000	1.20
理事・監事	120,000	1.15

2 60歳から65歳に達する年度末まで

職名	職務手当	賞与資格係数
理事長	250,000	適用なし
副理事長	180,000	適用なし
常任理事	150,000	適用なし
理事・監事	120,000	適用なし

3 66歳に達する年度の始めから

職名	職務手当	賞与資格係数
理事長	125,000	適用なし
副理事長	90,000	適用なし
常任理事	75,000	適用なし
理事・監事	60,000	適用なし